

5 ようごせつめい 用語説明

○ NPO（特定非営利活動法人）

Non Profit Organization の略。営利を目的としない民間の組織・団体。特定非営利活動促進法が平成10年12月から施行され、こうした団体も法人格を取得できるようになった。

○ グループホーム

地域の住宅（アパート、マンション、一戸建てなど）において、数人の知的障がい者又は精神障がい者が共同で生活する形態。同居又は近隣に住している世話人により日常的援助（食事の世話など）が行われる。

○ 支援費制度

ノーマライゼーションの理念を実現するため、これまで行政が「行政処分」として福祉サービスを決定してきた「措置制度」を、障がい者自らがサービスを選択し、サービスの提供をする施設・事業者と対等の関係に立って、契約に基づきサービスを利用する制度で、平成15年4月から実施された。しかし、障がい種別ごとの縦割りのサービス提供、地方自治体間のサービス格差、増え続けるサービス利用のための財源確保といった課題も指摘され、これらを改善するために障害者自立支援法が制定された。

○ 障害者自立支援法

障がい者の地域生活と就労を進め自立を支援する観点から、これまで障がい種別ごとに異なる法律に基づいて提供されてきた福祉サービスを、共通の制度の下で一元的に提供する仕組みを創設した。

○ 障がい者による政策提言サポーター制度

障がいのある方の思いや考えを、同じ目線で理解や応援することができる障がいのある方が、「障がい者による政策提言サポーター」として聞き取り役や取りまとめ役を行うとともに、政策提言を行うことにより、障がいのある方の意見を市政に反映させることを目的に、平成15年10月から実施してい

さっぽろしどくじ せいど る札幌市独自の制度

○ 障害程度区分

しょうがいふくし ひつようせい あき しょう しゃとう しんしん じょう
障害福祉サービスの必要性を明らかにするために障がい者等の心身の状
たい そうごうてき しめ さだ くぶん
態を総合的に示すものとして定められた区分

○ 障害福祉サービス

しょうがいふくし しょうがいしゃじりつしえんほう じりつしえんきゅうふ かいごきゅうふ およ くんれんとう
障害者自立支援法において、自立支援給付のうち「介護給付」及び「訓練等
きゅうふ そうしょう ようご ぐたいてき きょたくかいご じゅうどほうもんかいご こうどう
給付」を総称する用語であり、具体的には、居宅介護、重度訪問介護、行動
えんご りょうようかいご せいかつかいご じどう たんきにゅうしょ じゅうどしょうがいしゃとう
援護、療養介護、生活介護、児童デイサービス、短期入所、重度障害者等
ほうかつしえん きょうどうせいかつかいご しせつにゅうしよしえん じりつくんれん しゅうろらいこうしえん しゅう
包括支援、共同生活介護、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就
ろうけいぞくしえんおよ きょうどうせいかつえんじょ き
労継続支援及び共同生活援助を指す。

○ 新体系サービス

しょうがいしゃじりつしえんほう じゅうらいしょう しゅべつ ぶんりつ きょたく
障害者自立支援法により、従来障がい種別ごとに分立し、居宅サービス、
しせつ くぶん かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ ちいきせいかつ
施設サービスに区分されていたサービスが、介護給付、訓練等給付、地域生活
しえんじぎょう さいへん かいごきゅうふ くんれんとうきゅうふ りょう
支援事業に再編された。このうち、介護給付、訓練等給付で利用できるサービ
き のうめん ほうもんけい にっちゅうかつどうけい きょじゅう
スは、機能面から「訪問系サービス」、「日中活動系サービス」、「居住
けい たいべつ
系サービス」に大別できる。

○ 人日／月

げっかん りょうにんずう ひとり ひとつきあ へいきんりょうにつう じょう
月間の利用人数に、1人1月当たりの平均利用日数を乗じたもの

○ ノーマライゼーション

しょう しゃ こうれいしゃ ふく ひと すがた
障がい者や高齢者などを含むすべての人が、そのあるがままの姿でほかの
ひと おな せいかつ かつどう しゃかい めぎ りねん
人と同じように生活し、活動することができる社会を目指すという理念

○ ピアサポーター

せいしんしっかん わずら みずか けいけん い せいしんほけんふくし こうじょう
精神疾患を患った自らの経験を活かして、精神保健福祉の向上のために、
せいしんしょう かた たい しえん おこな かた るいぎご
精神障がいのある方に対する支援を行う方（類義語：ピアカウンセラー）

6 かんけいほうれい 関係法令

(1) しょうがいしゃじりつしえんほう しょう 障害者自立支援法（抄）

もくてき
（目的）

だい じょう ほうりつ しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう きほんてきりねん
第1条 この法律は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）の基本的理念にのっとり、
しんたいしょうがいしゃふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう ちてきしょうがいしゃふくしほう しょうわ ねんほうりつだい
身体障害者福祉法（昭和24年法律第243号）、知的障害者福祉法（昭和35年法律第37
ごう せいしんほけんおよ せいしんしょうがいしゃふくし かん ほうりつ しょうわ ねんほうりつだい ごう じどう
号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、児童
ふくしほう しょうわ ねんほうりつだい ごう たしょうがいしゃおよ しょうがいじ ふくし かん ほうりつ あい
福祉法（昭和22年法律第164号）その他障害者及び障害児の福祉に関する法律と相まっ
て、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は
しょうがいしゃおよ しょうがいじ ゆう のうりょくおよ てきせい おう じりつ にちじょうせいかつまた
社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスに係る給付その他の支援を
しゃかいせいかつ いとな ひつよう しょうがいふくし かなか きゅうふ た しえん
行い、もって障害者及び障害児の福祉の増進を図るとともに、障害の有無にかかわら
おこな しょうがいしゃおよ しょうがいじ ふくし ぞうしん ほか しょうがい うむ
ず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与
こくみん そうご じんかく こせい そんちやう あんしん く ちいきしゃかい じつげん きよ
することを目的とする。

もくてき
（基本指針）

だい じょう こうせいろうどうだいじん しょうがいふくし およ そうだんしえん しちやうそんおよ とどうふけん
第87条 厚生労働大臣は、障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の
ちいきせいかつしえんじぎやう ていきやうたいせい せいび じりつしえんきゅうふおよ ちいきせいかつしえんじぎやう えんかつ じっし
地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施
かくほ きほんてき ししん い か きほんししん さだ
を確保するための基本的な指針（以下「基本指針」という。）を定めるものとする。

2 基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

いち しょうがいふくし およ そうだんしえん ていきやうたいせい かくほ かん きほんてきじこう
一 障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的事項

に じじやうだい こう きてい しちやうそんしょうがいふくしけいかくおよ だい じじやうだい こう きてい とどうふけん
二 次条第1項に規定する市町村障害福祉計画及び第89条第1項に規定する都道府県
しょうがいふくしけいかく さくせい かん じこう
障害福祉計画の作成に関する事項

さん たじりつしえんきゅうふおよ ちいきせいかつしえんじぎやう えんかつ じっし かくほ ひつよう じこう
三 その他自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するために必要な事項

3 こうせいろうどうだいじん きほんししん さだ また へんこう ちたい
厚生労働大臣は、基本指針を定め、又はこれを変更したところは、遅滞なく、これを
こうひやう
公表しなければならない。

しちやうそんしょうがいふくしけいかく
（市町村障害福祉計画）

だい じょう しちやうそん きほんししん そく しょうがいふくし そうだんしえんおよ ちいきせいかつしえん
第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援
じぎやう ていきやうたいせい かくほ かん けいかく い か しちやうそんしょうがいふくしけいかく さだ
事業の提供体制の確保に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定め
るものとする。

2 しちやうそんしょうがいふくしけいかく つぎ かなか じこう さだ
市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

いち かくねんど していしょうがいふくし また していそうだんしえん しゆるい ひつよう りやう
一 各年度における指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の
みこ
見込み

に ぜんごう していしょうがいふくし また していそうだんしえん しゆるい ひつよう みこみりやう かくほ
二 前号の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のた
ほうさく
めの方策

さん ちいきせいかつしえんじぎやう しゆるい じっし かん じこう
三 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

よん たしょうがいふくし そうだんしえんおよ しちやうそん ちいきせいかつしえんじぎやう ていきやうたいせい かく
四 その他障害福祉サービス、相談支援及び市町村の地域生活支援事業の提供体制の確
ほ かん ひつよう じこう
保に関し必要な事項

- 3 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数、その障害の状況その他の事情を勘案して作成されなければならない。
- 4 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第9条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。
- 5 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 6 障害者基本法第26条第4項の地方障害者施策推進協議会を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならない。
- 7 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
(都道府県障害福祉計画)
- 第99条 都道府県は、基本指針に即して、市町村障害福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（以下「都道府県障害福祉計画」という。）を定めるものとする。
- 2 都道府県障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 当該都道府県が定める区域ごとに当該区域における各年度の指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- 二 前号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- 三 第1号の区域ごとの指定障害福祉サービス又は指定相談支援に従事する者の確保又は資質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 四 各年度の指定障害者支援施設の必要入所定員総数
- 五 指定障害者支援施設の施設障害福祉サービスの質の向上のために講ずる措置に関する事項
- 六 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項
- 七 その他障害福祉サービス、相談支援及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の確保に関し必要な事項
- 3 都道府県障害福祉計画は、障害者基本法第9条第2項に規定する都道府県障害者計画、社会福祉法第108条に規定する都道府県地域福祉支援計画その他の法律の規定によ

けいかく しょうがいしゃとう ふくし かん じこう さだ ちょうわ たも
る計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならぬ。

4 都道府県障害福祉計画は、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項に規定する医療計画と相まって、精神科病院（精神科病院以外の病院で精神病室が設けられているものを含む。）に入院している精神障害者の退院の促進に資するものでなければならぬ。

5 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、障害者基本法第26条第1項の地方障害者施策推進協議会の意見を聴かなければならぬ。

6 都道府県は、都道府県障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを厚生労働大臣に提出しなければならない。

（都道府県知事の助言等）

第90条 都道府県知事は、市町村に対し、市町村障害福祉計画の作成上の技術的事項について必要な助言をすることができる。

2 厚生労働大臣は、都道府県に対し、都道府県障害福祉計画の策定の手法その他都道府県障害福祉計画の作成上重要な技術的事項について必要な助言をすることができる。

（国の援助）

第91条 国は、市町村又は都道府県が、市町村障害福祉計画又は都道府県障害福祉計画に定められた事業を実施しようとするときは、当該事業が円滑に実施されるよう必要な助言その他の援助の実施に努めるものとする。

(2) 障害者基本法（抄）

（基本的理念）

第3条 すべて障害者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有する。

2 すべて障害者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられる。

3 何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。